知恵と力を合わせて信州を元気に

**MONTHLY REPORT** 

4

No EAG

10.548

## 中小企業レポート



# ご来店不要

# 人マホで 平開設



## お申込みはコチラから

出かけなくても便利!













「スマホ通帳」は、入出金の管理がカンタン!!

## 無通帳型普通預金なら

ナイスパスWeb





- ●有料の時間帯は110円(消費税含む)のご利用手数料が必要となりますが、即時、お客さまの□座(こキャッシュバックいたします
- ●ATMが設置されていない地域・店舗もございます。●セブン銀行ATMは店舗により営業時間が異なります。

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。





#### 知恵と力を合わせて信州を元気に

## 県中小企業レポート

2022 4 No.545

- 2 特集1 令和3年度 伝統的工芸品産業後継者 育成・販路開拓支援事業
- 4 特集 2 令和4年度 税制改正のポイント
- 8 中央会インフォメーション
- 15 全中インフォメーション
- 16 ズームアップ!組合の魅力発見 長野県味噌工業協同組合連合会
- 17 **市町村のイチオシ!** 下諏訪町
- 18 好機逸すべからず 有限会社小諸動物病院(小諸市) アリマックス株式会社(伊那市)
- 22 ITコーディネーターによるDX理解講座 「DXとの向き合い方」



#### 〈表紙写真〉八島湿原

標高1,630m。長野県のほぼ中央、大草原が広がる霧ヶ峰高原の北西部に位置しています。中でも日本を代表する高層湿原である八島ヶ原湿原(総面積は43.2ヘクタール、泥炭層は8.05m)は、昭和14年に国の天然記念物の指定を受け、国の文化財としても登録されました。12,000年の歴史を持つ湿原は雄大な自然に囲まれ、一年を通して季節や、様々な自然を感じることができます。

## 報告令和3年度 伝統的工芸品產業後継者育成。 販路開拓支援事業

#### ~ コロナ禍において技術伝承・販路開拓事業を実施 ~

長野県中小企業団体中央会は、長野県の伝統的工芸品産業について、後継者の育成・確保、新商品の開発、 内外への販路開拓など、産地が意欲的に取り組む新たな挑戦を支援し、伝統的工芸品の魅力向上と産地 の活性化を図るため「伝統的工芸品産業後継者育成・販路開拓支援事業」の委託契約を締結、コロナ禍 において技術伝承事業と販路開拓事業に取り組んだ内容について紹介したい。

#### 販路開拓

~信州の伝統工芸品ウィーク~

#### ■第37回長野県伝統工芸品展

令和4年1月19日(水)から25日(火)まで 松本市の井上百貨店で開催する予定であっ たが、新型コロナウイルス感染症の長野県 内での急拡大に伴い、急遽、中止すること となった。





#### ■信州の伝統工芸品ウィーク

第37回長野県伝統工芸品展が中止されたことに伴い、年度内に少しでも販路開拓につながる事業を模索した結果、令和4年3月4日(金)から10日(木)までの7日間、松本市の井上百貨店1階イベントコーナーにおいてミニ展示販売会が開催された。

展示販売されたのは、木曽漆器、信州紬、 松本家具、内山紙、南木曽ろくろ細工、お 六櫛、木曽材木工芸品、長野県農民美術、 軽井沢彫、信州竹細工、信州からまつ家具、 小沼箒、信州組子細工の13産地の商品。

7日間の売上は、約16万5千円であった。

#### **後継者育成•確保** ~技術伝承講習会~

#### ■伝統工芸技術伝承講習会

各産地において、伝統工芸士などの熟練技術者等を講師に、伝統技術・技能の継承や担い手の確保 を図るために県内の7産地において講習会が開催された。

対象としたのは経済産業大臣指定7品目のうち「木曽漆器」「内山紙」、長野県知事指定21品目のうち「長野県農民美術」「信州竹細工(戸隠中社)」「信州竹細工(須賀川)」「信州からまつ家具」「小沼箒」。

#### 技術伝承事業の概要

#### ●信州竹細工(須賀川竹細工振興会)

・回数 4回

・内 容 須賀川竹細工技術の伝承

参加者 4名

#### ●長野県農民美術(長野県農民美術連合会)

・回数 6回

・内容 こっぱ人形初心者講習

·参加者 16名

#### ●木曽漆器(木曽漆器工業協同組合)

• 同数 6回

・内 容 摺り漆技術講習会

·参加者 23名

#### ●小沼箒(小沼ほうき振興会)

・回数 5回

・内 容 小沼箒作成伝統技術の伝承

参加者 5名

#### ●内山紙(内山紙協同組合)

• 同数 8回

・内容手漉き内山障子紙の

伝統技術の伝承

参加者 6名

#### ●信州竹細工(戸隠中社竹細工生産組合)

• 回数 5回

・内 容 戸隠竹細工製作技術の伝承

参加者 7名

#### ●信州からまつ家具(針葉樹家具開発研究会)

• 同数 2回

· 内 容 針葉樹家具意匠講習会

·参加者 30名

#### インフォメーション

#### 「WAZAありセレクション」開催中(長野市「ながの東急百貨店5階」)

当会は、長野県が実施している伝統的工芸品振興事業の販路開拓の取組みのうち長野市の「ながの東 急百貨店5階」において開催されている信州の伝統的工芸品の展示販売事業「WAZAありセレクション」 に協力しています。

来年度も引き続き展示販売を行う予定ですので、是非、ご来店してみて下さい。

#### 特集2

## 令和4年度税制改正のポイント

本特集では、令和4年度税制改正大綱における経済産業省関係の税制改正について紹介します。詳細に つきましては、中小企業庁のホームページ等でご確認ください。

中小企業庁URL: https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html

#### 1. 「成長と分配の好循環」の実現に向けた税制措置

- (1) 企業の賃上げを促進する税制措置の抜本強化(賃上げ促進税制・中小企業向け)
  - 「成長と分配の好循環」に向けて、中小企業全体として雇用を確保しつつ、積極的な賃上げや人材投資を **促す**ことが必要。
  - 一人一人の賃上げや雇用の確保により給与総額を増加させる中小企業を支援。特に、より大幅な賃上げや 人的投資を行う企業については、大胆な税額控除を適用。

改正概要

【適用期限:令和5年度末まで】

- 雇用者全体の給与(給与等支給総額)が前年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%を 税額控除。また、前年度比2.5%以上増加した場合には、30%の税額控除。
- さらに、人的投資の要件を満たした場合には税額控除率が10%上乗せとなり、最大40%の税額控除。

#### 【賃上げ要件】

雇用者全体の給与(給与等支給総額)が 前年度比2.5%以上

⇒ 給与増加額の30%税額控除※

or

雇用者全体の給与(給与等支給総額)が 前年度比1.5%以上

⇒ 給与増加額の15%税額控除※



#### 【上乗せ要件:人的投資】

教育訓練費が

前年度比10%以上增加

さらに税額控除率を10%上乗せ※

※ 控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる 給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

#### (2) オープンイノベーション促進税制の拡充・延長

- コロナ禍で世界の社会・ビジネス環境が目まぐるしく変わる中、オープンイノベーションの重要性は一層高まっている。
  - 大企業は、自前主義を脱し、スタートアップが持つ革新的な技術やビジネスモデルを取り入れ、新しい領域へス ピード感を持ってチャレンジをしていくことで、新たな勝ち筋を見出し、大胆な投資を実行する
  - イノベーションの担い手であるスタートアップ企業は、本税制を通じ、大企業等が有する資金だけでなく、販 路・技術・人材を活用することで、事業の成長に繋がる
- こうした動きを加速化するため、一定の要件を満たす場合には設立15年未満のスタートアップ企業も対象にす るなどの拡充を行った上で、適用期限を2年間延長する。

改正概要 【適用期限:令和5年度末まで】



#### ●5年間の株式保有

⇒ 保有期間を3年間に短縮【拡充】

出資:所得控除25%



資金などの経営資源

出資法人:事業会社

(国内事業会又はその国内CVC)

革新的な技術・ビジネスモデル

出資先:スタートアップ

(<u>設立10年未満</u>の国内外非上場企業) ⇒ 設立15年未満も対象に追加【拡充】

(売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業が対象)

#### (3) 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた5G税制の見直し・延長

● 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、特に地方での基地局整備を加速化すべく制度を見直した上で、 適用期限を3年間延長し、税額控除率を階段状にすることで、今後3年間での集中的な整備を促進する。

改正概要 【適用期限:令和6年度末まで】

全国・ローカル 5 G導入事業者

提出

#### 5Gシステム導入計画 (主務大臣の認定)

事業者(全国・ローカル 5 G導入事業者)が提出する 以下の基準を満たす計画を認定

#### <認定の基準>

①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性

設備導入

#### 計画認定に基づく設備等の導入

対象設備の投資について、 課税の特例 (税額控除等) <課税の特例の内容>

控除額は当期法人税額の20%を上限

対象事業者	税額控除		特別償却
全国 5 G 導入事業者	   条件不利地域   ※1	令和4年度:15% 令和5年度:9% 令和6年度:3%	30%
	その他地域	令和4年度: 9% 令和5年度: 5% 令和6年度: 3%	3 0 70
ローカル 5 G 導入事業者	令和4年度:15% 令和5年度:9% 令和6年度:3%		30%

#### <対象設備>

〇全国 5 Gシステム※ 2、3

O□ーカル 5 Gシステム※ 4

■基地局の無線設備

- ■基地局の無線設備 (屋外に設置する親局・子局) ■交換設備

  - ■伝送路設備(光ファイバを用いたもの)
  - ■通信モジュール
- ※1 別途定める過疎地域等の条件不利地域を指す
- ※2 マルチベンダー化・SA (スタンドアロン) 化したものに限る
- ※3 その他地域については、多素子アンテナ又はミリ波対応のものに限る(令和5年度末まで)
- ※ 4 先進的なデジタル化の取り組みに利用されるものに限る

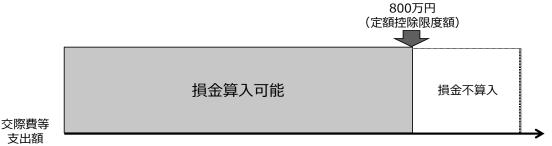
#### 2. コロナ禍の経済情勢に対応する中小企業・小規模事業者の事業継続・成長への支援

#### (1) 交際費課税の特例措置の延長

- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、中小法人につい ては定額控除限度額(800万円)までの交際費等を全額損金算入することが可能。
- 販売促進手段が限られている中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費であること等を踏まえ、 本制度の適用期限を2年間延長する。

改正概要

【適用期限:令和5年度末まで】



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。

得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

※1人当たり5.000円以下の飲食費は、交際費等の範囲から除外されている。

【参考】中小法人については、上記特例措置(※1)と交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置(大法人も適用可能※2)と の選択適用が可能。

- ※1 平成25年度税制改正で、定額控除限度額の引上げ(600→800万円)、損金算入割合の拡充(90→100%)が行われた。
- ※2 平成26年度創設。令和2年度税制改正で、資本金の額等が100億円超の大法人については適用外となった。

#### (2) 少額減価償却資産の特例措置の延長

- 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却 (全額損金算入) することが可能。
- ①償却資産の管理などの事務負担の軽減、②事務処理能力・事務効率の向上を図るため、本制度の<u>適用</u>期限を2年間延長する。

改正概要 【適用類

【適用期限:令和5年度末まで】

○適用対象資産から、貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除く

	取得価額	償却方法	
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	合計300万円まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却※1 (残存価額なし)	
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	本則※2

- ※1 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。
- ※2 本則についても、適用対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産が除かれる。

#### (3)土地に係る固定資産税の経済状況に応じた措置

● <u>土地(商業地等)に係る固定資産税について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和4年度</u>は、 課税額が上昇する土地について、税額上昇分を半減する措置を講じ、税負担の増加を緩和する。



#### (4) コロナ禍等を踏まえた事業承継税制に関する所要の措置

● 事業承継税制は、**事業承継時の贈与税・相続税負担**を**実質ゼロ**にする時限措置。

(※法人版:平成30年度抜本拡充、個人版:平成31年度新設)

● 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、法人版の特例承継計画の確認申請の期限を1年延長する。

改正概要

○法人版事業承継税制における特例承継計画の確認申請の期限を1年延長

#### 事業承継税制の主な活用プロセス



#### カーボンニュートラル実現とエネルギー安定供給確保の両立に向けた エネルギー・環境政策の再構築

- (1) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
  - 2030年度のエネルギーミックス実現に向け、再生可能エネルギーの更なる導入拡大を推進することが重要。
  - 他方、再エネ発電事業の導入初期には、様々な事業リスクがあり、投資判断を行う上での障害となっている。
  - 事業リスクへの対応や再投資拡大を図り、地域における最大限の再エネ普及に寄与するため、再エネ発電設 備に係る固定資産税を事業当初の3年間軽減する税制措置を2年間延長する。

改正概要 【適用期限:令和5年度末まで】



3

フローを改善

対象設備	発電出力	課税標準
太陽光発電設備	1,000kW以上	<b>3/4</b> (7/12~11/12)
(自家消費型補助金を受け取得し た設備)	1,000kW未満	<b>2/3</b> (1/2~5/6)
風力発電設備	20kW以上	<b>2/3</b> (1/2~5/6)
<b>風刀光电</b> 設	20kW未満	<b>3/4</b> (7/12~11/12)
中小水力発電設備	5,000kW以上	<b>3/4</b> (7/12~11/12)
	5,000kW未満	<b>1/2</b> (1/3~2/3)
地熱発電設備	1,000kW以上	<b>1/2</b> (1/3~2/3)
<b>地热</b> 无电故偏	1,000kW未満	<b>2/3</b> (1/2~5/6)
バイオマス発電設備	1万kW以上	<b>2/3</b> (1/2~5/6)
(2万kW未満)	1万kW未満	<b>1/2</b> (1/3~2/3)

※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用 (上表の括弧書の間で設定)。

#### 再エネ導入に伴う事業リスクの例

○土地取得調整・環境アセスメントの長期化 (事前のリスク)

○機器の性能リスク、災害・発電量リスク (事後のリスク)

○燃料価格の高騰(バイオマス発電)、蒸気 量の減少による追加コスト(地熱発電) 等



高い設備導入コスト

#### (2) 自動車関係諸税の課税のあり方の検討

・次のエコカー減税等の期限到来時に、**自動車関係諸税**について、カーボンニュートラル実現に積 極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や、保有から利 用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向等 を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について検討を行う。

#### 4. 企業活動のグローバル化に対応した事業環境整備(国際課税)

・令和3年10月、OECD/G20を中心に、①市場国への課税権の配分、②グローバル最低税率課税 (15%)について最終合意が実現。今後の詳細設計や国内法化にあたっては、わが国企業等への過 度な負担とならないように既存制度との関係などにも配慮しつつ、必要な検討を行う。

#### <お問い合わせ>

中小企業税制サポートセンター TEL: 03-6281-9821 (平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

## 令和元年度・令和三年度補正予算事業 「ものづくり・商業・サービス補助金」 10次締切分の公募が開始

申請受付は5月11日(水)17時まで、全ての手続きは100%電子化となります。

#### 「ものづくり補助金」とは?

中小企業が経営革新のための設備投資等に使える補助上限額750万円~3,000万円※

・補助率1/2もしくは2/3※の補助金です。※補助上限額や補助率は、申請される枠・類型や従業員の人数によって異なります。 経営革新の類型は以下の4つがあります。

**A1** 

新商品(試作品)開発

例 避難所向け水循環型シャワ-を開発 A2

新たな生産方式の導入

例 作業進捗を「見える化」する 生産管理システムを導入 **B1** 

新役務(サービス)開発

例 仮想通貨の取引システムを 構筑 B2

新たな提供方式の導入

例 従業員のスキルに応じて顧客を マッチングするシステムを導入

#### ものづくり補助金が大きく変わります!

01 従業員規模に応じた補助上限額の設定

従業員規模	第9回締切まで
5人以下	
6人~20人	1,000万円以内
2 1 人以上	



第10回締切以降
750万円以内
1,000万円以内
1,250万円以内

#### 02 補助対象事業者の見直し・拡充

①補助対象事業者に、資本金10億円未満の特定事業者を追加 し、中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群を支援

②再生事業者を対象に補助率を2/3に引き上げ

#### 3つの新枠を創設

①回復型賃上げ・雇用拡大枠:業況が厳しいながらも賃上げ・雇用

拡大に取り組む事業者

②デジタル枠: DX等に取り組む事業者

③グリーン枠:温室効果ガスの排出削減等に取り組む事業者を支援

#### 回復型賃上げ・雇用拡大枠

#### 「回復型賃上げ・雇用拡大枠」の補助上限金額・補助率

従業員規模	補助上限金額	補助率
5人以下	750万円以内	
6人~20人	1,000万円以内	2/3以内
2 1 人以上	1,250万円以内	

#### 「回復型賃上げ・雇用拡大枠」の申請要件

前年度の事業年度の課税所得がゼロであること

常時使用する従業員がいること

補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において、その時点での給与支給総額、事業場内最低賃金の 増加目標を達成すること

#### デジタル枠

#### 「デジタル枠」の補助上限金額・補助率

従業員規模	補助上限金額	補助率
5人以下	750万円以内	
6人~20人	1,000万円以内	2/3以内
2 1 人以上	1,250万円以内	

#### 「デジタル枠」の申請要件

①DXに資する革新的な製品・サービスの開発であること ②デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法 の改善であること

経済産業省が公開するDX推進指標を活用して、DX推進に向けた現状や課題に対する認識を共有する等の自己診断を実施するとともに、自己診断結果を応募締切日までに独立行政法人情報処理推進機構に対して提出していること

独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」の「 $\bigstar$  一つ星」または「 $\bigstar$  $\bigstar$  二つ星」いずれかの宣言を行っていること

#### グリーン枠

#### 「グリーン枠」の補助上限金額・補助率

従業員規模	補助上限金額	補助率
5人以下	1,000万円以内	
6人~20人	1,500万円以内	2/3以内
2 1 人以上	2,000万円以内	

#### 「グリーン枠」の申請要件

- ①温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開 発であること
- ②炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供の方法の改善であること

3~5年の事業計画期間内に、事業場単位での炭素生産性を年率平均1%以上増加する事業であること

これまでに自社で実施してきた温室効果ガス排出削減の取組の有無(有る場合はその具体的な取組内容)を示すこと

#### グローバル展開型

#### 「グローバル展開型」の特徴

01

#### 補助金の上限額が 3,000万円

下限額は1,000万円 海外旅費を補助対象に 02

#### 海外展開の手法により、 4類型で対応

事業の特性から、 最も適した類型を選択可能 03

#### 実施期間は 12か月以内

グローバル展開の特性から 一般型よりも長い事業実施期間を設定

#### 4つの「類型」

海外事業(海外拠点での活動を含む)の拡大・強化等を目的とした設備投資等を支援

01

#### 海外直接投資型

グローバルな製品・サービスの 開発・提供体制を構築する! 02

#### 海外市場開拓型

海外顧客に対して、 市場を開拓する! 03

#### インバウンド 市場開拓型

訪日外国人観光客に対して、 市場を開拓する! 04

#### 海外事業者との 共同事業型

外国法人と共同研究、 共同事業開発に伴う 設備投資を行う!

#### どんな経費が補助できる?



- ▲:上限額=補助対象経費総額(税抜)の3分の1
- ◎:上限額=補助対象経費総額(税抜)の2分の1 ※:機械装置・システム構築費以外の経費の補助上限額あり
- !:人件費や土地・建物の費用は補助対象外

※グローバル展開型では、海外旅費も対象

#### どんな事業計画が必要?

#### 付加価値額・賃上げ基本要件

以下の要件をすべて満たす3~5年の事業計画を策定していること。

01

事業者全体の付加価値額※1 を年率平均3%以上増加

02

給与支給総額※2を 年率平均1.5%以上增加 03

事業場内最低賃金 (事業場内で最も低い賃金)を 地域別最低賃金+30円以上 の水準にする

- ※1 付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したもの。 ※2 給与支給総額とは、全従業員(非常勤を含む)及び役員に支払った給与等(給料、賃金、賞与及び役員報酬等は含み、 福利厚生費、法定福利費や退職金は除く)。
- ※3 補助事業実施年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受けることを想定して、上記の付加価値額及び賃金引上げの目標 を据え置きし、その翌年度から3~5年の間にこの目標値を達成する計画とすることが可能です (回復型賃上げ・雇用拡 大枠を除く)。

#### 申請に必要な書類は?

01

#### 事業計画書

(具体的取組内容、将来の展望、数値 目標等)

※様式自由、A4で10ページ程度

#### 02

#### 賃金引上げの誓約書

(直近の最低賃金と給与支給総額を明記し、それを引き上げる旨の誓約書を提出)

#### 03 決算書等

(直近2年間の貸借対照表・損益計算 事業)

#### 04

#### 従業員数の確認資料

(法人の場合:法人事業概況説明書の 写し、個人事業主の場合:所得税青色 申告書の写し)

#### 05

#### 労働者名簿

(応募申請時の従業員数21名以上、従業員数の確認資料における期末の従業員数20名以下の場合のみ)

#### 06

「再生事業者」に係る 確認書

(再生事業者のみ)

#### 07

課税所得の状況を示す 確定申告書類

(回復型賃上げ・雇用拡大枠のみ)

#### 08

炭素生産性向上計画及び 温室効果ガス排出削減の 取組状況

(グリーン枠のみ)

#### 09

#### 海外事業の準備状況 を示す書類

(グローバル展開型のみ)

①類型:海外子会社等の調査概要等

②類型:海外市場調査報告書

③類型:インバウンド市場調査報告書

4類型:共同研究契約書等

#### 10

#### その他加点に必要な資料(任意)

成長性加点:経営革新計画承認書

政策加点 : 開業届又は履歴事項全部証明書(創業・第2創業)

: デジタル技術の活用及びDX推進状況(デジタル枠)

災害等加点:(連携)<u>事業継続力強化計画</u>認定書

賃上げ加点:特定適用事業所該当通知書(被用者保険の適用拡大の場合)

#### どういう観点で審査される?

#### 審查項目

#### A ,

#### 技術面

- ① 取組内容の革新性
- ② 課題や目標の明確さ
- ③ 課題の解決方法の優位性
- ④ 技術的能力

#### 事業化面

- ① 事業実施体制
- ② 市場ニーズの有無
- ③ 事業化までのスケジュー ルの妥当性
- ④ 補助事業としての費用対効果

#### 政策面

- ① 地域経済への波及効果
- ② ニッチトップとなる潜在性
- ③ 事業連係性
- ④ イノベーション性
- 事業環境の変化に対応する 投資内容

#### D 炭素生産性向上の 取組等の妥当性

- (グリーン枠のみ)
- ■① 温室効果ガス削減等に 対して有効な投資
- ② 設備投資効果の妥当性 ■ ③ 継続的な取組実施

### お問い合わせ先

公募要領や今後のスケジュールなどの詳細は

ものづくり補助金総合サイト

検索、

応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。

ものづくり補助金事務局サポートセンター

monohojo@pasona.co.jp

電話受付時間 10:00~17:00(土日祝日を除く):050-8880-4053

#### ものづくり 補助金HP



https://portal.monodukurihojo.jp/index.html

## 阿部知事との懇談会を開催

#### 長野県中小企業団体中央会





黒岩清会長

長野県のまん延防止等重点措置が3月6日に解除され、3月9日 (水)午後3時より長野県庁3階特別会議室におきまして、本会正副会 長5名及び支部長10名が、阿部守一長野県知事並びに林宏行産業政策

監兼産業労働部長と懇談させていただきました。

冒頭、黒岩清会長より長野県の新型コロナウイルス感染症対応に感謝を述べ、地域中小企業の現況を報告しました。次いで、阿部知事より県政の振り返りと今後の展望についてご説明い



阿部守一知事

ただき、また、ロシアのウクライナ侵攻と経済制裁の影響が気になり ますが、脱炭素などグローバルな課題が山積する中で、レベッカ・ヘ



野村稔諏訪支部長

ンダーソンが説く新たな経済社会を目指し、支

援のパッケージをもって経済対策及び支援策を展開していきたいとご 挨拶をいただきました。

懇談テーマ「感染予防策並びに経済対策について」に基づき、先ず始めに、地域製造業の状況と課題について、野村稔諏訪支部長より意見を発表、製造業の抱える現在の課題を示しました。夏目潔長野支部長からは現在組合で取り組んでいるBCP活動の状況とコロナ禍での組合員企業の経営動向について説明しました。そして、高見澤秀茂副会長

は、官公需適格組合としての長野県石油協同組合の立場から、昨年より開始された「長野県警との官公需契約」について説明しました。さらに、ガソリン等燃料を取り扱う立場から、この異常な状況を冷静に分



高見澤秀茂副会長

析し、燃料販売価格の高騰について意見発表しました。

代表者3名からの意見発表に対して、阿部知事と林部長より助言と提案をいただきながら懇談が進行し、短い時間ではありましたが、有意義な懇談会となりました。



夏目潔長野支部長

この開催に関しまして、阿部知事並びに長野県関係者の皆様のご理 解とご協力に深く感謝申し上げます。

## BCP(事業継続計画)普及セミナーを開催

~長野県中小企業団体中央会、長野県中小企業青年中央会~

3月24日、長野市「ホテル信濃路」にて、本会と長野県中小企業青年中央会の共催で「BCP (事業継続計画) 普及セミナー」を開催しました。

本セミナーでは、東京海上日動火災保険 株式会社 長野支店営業課の内ヶ崎淳一氏を 講師にお招きし、「企業に求められる感染 症・自然災害対策と事業継続のためのBCP について」をテーマにお話しいただきました。



近年、日本各地で頻発・激甚化する自然災害や新型コロナウイルス等の感染症など、企業を取り巻くリスクが増大している中、「BCP(事業継続計画)」を策定しておくことで、有事の際に被害を最小化し事業継続または早期復旧に繋がる等のメリットなどについて分かりやすくご説明いただきました。

本会では、「長野県BCP策定支援プロジェクト」の一員として、県内企業を対象とした BCP策定支援を無償で実施しています。ご関心のある方は、ぜひ本会担当者までお問い合わ せくださいますようお願い致します。

## 長野県中小企業組合士協会通常総会を開催 新会長に朝間庸介氏が就任

~[1組合1組合士]の活動を推進!~

令和4年3月2日(水)に長野県中小企業組合士協会の通常総会を開催しました。令和3年度は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等により主だった活動ができませんでした。令和4年度はアフターコロナ、ウィズコロナを見据えて活動を徐々に再開する事業計画等が可決決定されました。



また、役員改選が実施さ



れ関国男氏が会長を退任。新会長には朝間行政書士事務所の朝間庸介氏が 就任しました。朝間新会長は「原点に戻って1組合1組合士の運動を進める。 特に外国人技能実習生受入の管理組合を中心に働きかけをしたい。」旨挨拶 をされました。

朝間新会長 総会終了後は「インボイス制度の概要と適格請求書発行事業者登録等の実務的対応」をテーマに朝日税理士法人西山利昭氏を講師に認定更新講習会を開催。中小企業組合士としてのスキルアップを図りました。

## 令和4年度のスタッフ紹介

本会のスタッフを紹介します。会員の皆様、本年度もよろしくお願い致します。

専務理事 井出 康弘

事務局長・総務部長 鈴木 幸一

#### 総務部

総務課 課長補佐 井浦 奈津江

主 查 白田 有紀

主 任 林 夏子

主 任 石崎 恵美

#### 連携支援部

部 長 宮尾 久美子

支援課 課 長 重野 崇

主 事 本間 崇久

事 金井 尚

相談室 室 長 梨田 貴之(兼)

#### 連携開発部

部 長 緩詰 哲男

開発課 課 長 松田 基弥

課長補佐 新開 裕紀

主 査 宮﨑 裕美子

主 杳 土屋 明

主 任 戸谷 隆広

#### 東信事務所

所 長 小池 昭雄

副 所 長 細田 拓也

主 査 緩詰 和恵

主 事 増田 克将

#### 中信事務所

所 長 馬場 智也

副 所 長 丸山 祥司

主 査 赤木 祐子

主 任 荒川 歩美

主 事 太田 佳代

#### 南信事務所

所 長 瀬戸口 俊二

副 所 長 楯 直之(飯田分室勤務)

主 任 保尊 悟史

事 竹内 万結

**主** 事 山澤 美咲

#### ものづくり事業推進部

#### 本 部

部 長 梨田 貴之

参事・サポーター 渡辺 義作

参事・サポーター 畑山 佳久

サポーター 二條 範雄

サポーター 増田 降司

サポーター 倉石 文人

サポーター 田中 稔

パート職員 翁 奈津実

パート職員 松橋 あゆみ

#### 南信事務所

サポーター 柳沢 道夫

サポーター 両角 真澄

パート職員 宮坂 佐保里

サポーター 渡邉 敏夫

サポーター 山田 有

## 全中インフォメーション

#### ●日本労働組合総連合会(連合)との懇談会を開催

全国中央会は、令和4年3月18日、都内ホテルにおいて、日本労働組合総連合会(連合)との懇談会を開催し、中小・小規模事業者の取引に関する課題への対応と人への投資等経営基盤の強化等について意見交換を行い、引き続き連携して取り組むことを確認しました。

全国中央会からは、森会長、平副会長 (千葉県中央会会長)、尾池副会長 (北海道中央会会長)、堀副会長 (新潟県中央会会長)、長谷川副会長 (愛知県中央会会長)、晝田副会長 (岡山県中央会会長)、布川副会長 (徳島県中央会会長)、桑野副会長 (福岡県中央会会長)、山本副会長 (全国信用協同組合連合会会長)、佐藤専務理事等12名、連合からは芳野会長等5名の幹部が出席しました。

冒頭、森会長と芳野会長による挨拶が行われた後、佐久間事務局次長・労働政策部 長より、人材育成事例および中小企業の労働実態について報告が行われました。

その後、「中小企業の適正取引、価格転嫁の課題、パートナーシップ構築宣言に関する取り組みについて」をテーマに、佐藤専務理事より、中小企業の価格転嫁の課題と全国中央会の取組みについて、書田副会長(岡山県中央会会長)より、自動車部品製造業における価格転嫁の状況について、平副会長(千葉県中央会会長)より、青果物仲買業の経営環境について、連合から、中央会と意見交換を行っている地方連合会の特徴ある取組み等について、活発な意見が交わされました。

最後に、森会長と芳野会長による、中小・小規模事業者の取引に関する課題と経営基盤の強化等に向けた「共同談話」を表明し、閉会しました(「共同談話」の内容は全国中央会Webページ参照)。



芳野連合会長、森全国中央会会長

## ZOOM UP!

ズームアップ! 【 1組合 2の魅力発見

#### Vol.13

#### 長野県味噌工業 協同組合連合会

#### **②「信州味噌」の魅力と現状**

長野県内には、個性豊かな味噌蔵が100軒近くあります。これだけ多くの蔵が県内全域にあるのは全国的にも珍しく、各蔵が互いに切磋琢磨しながら、その土地ならではの気候風土・文化を活かし、こだわりの味噌を醸しています。

光沢のある冴えた山吹色が特徴の「信州味噌」は、さっぱりとした旨味と豊かな芳香をあわせもった、味噌汁にも大変相性が良い味噌です。現在、長野県の味噌の出荷量は、全国シェアの約50%を占めており、全国的に高い評価を受けています。

#### ❷【「信州味噌」発展のため様々な活動を展開

「信州味噌」の発展には、各メーカーの地道な企業努力に加え、業界の結束による組織の力としての長野県味噌工業協同組合連合会が大きく貢献してきました。

当連合会は、県下8組合(約100社)で構成されており、原材料の共同購入や製造技術者の育成、乳酸菌・酵母の製造販売、味噌に係る研究機関「信州味噌研究所」の運営など、精力的に活動しています。また、「信州味噌」は団体商標として登録されており、「信州味噌」の品質保全と更なる普及促進を目指して各事業を実施しています。

#### 💽 アンケートから始まった事業改革

当連合会では、会員組合の組合員企業を対象として、現在の経営課題や連合会に求めるニーズについてのアンケート調査を実施しました。その結果、各企業のニーズは従来から大きく転換してきたことが判明。新たな課題として、マーケティングや販路拡大、IT活用、後継者問題への対応等に多くの企業が注視している傾向がありました。

この結果を踏まえ、当連合会では事業改革を検討し、各企業のニーズに合った事業を実施するための 取組が始まりました。まず行ったのが、連合会ホームページのリニューアルです。「信州味噌」の魅力や 各企業の紹介が分かりやすく掲載されており、アクセス数も伸びています。

#### **凰「組合等情報ネットワークシステム等開発事業」による業務効率化**

続いて着手したのが、連合会の事務処理に係る業務効率化です。毎月、全組合員からのデータを連合会事務局が集計し発信する「味噌生産月報」。これまでは、紙ベースの手作業で集計していたため、事務処理に重複があるなど非効率的であったほか、情報授受のための郵便費やFAX代などの経費の問題もありました。

そこで、全国中小企業団体中央会の「組合等情報ネットワークシステム等開発事業」を活用し、専用の業務管理システムを導入。これにより、最小限の入力で自動集計できるようになり、事務負担が大幅に軽減されました。またシステム化により、これまでの各情報を組合員データと紐づけて効率よく管理できる体制になりました。

#### 💽 今後の展望

現在、デジタル活用による業務効率化・コストカット等を通して、連合会としての余力を溜め、新たな事業を開始する準備を進めています。当連合会では、長野県の味噌業界全体の発展のため、組合員企業のニーズに応じた事業を展開していきます。

理事長:青木 時男

設 立:1950年4月14日 T E L:026-228-1221 F A X:026-228-9178

住 所:長野市若里1丁目1番2号



当連合会は昭和25年設立以来、組合員が一丸となって「信州味噌」の普及・発展に努めて参りました。 コロナ禍で大変な時代ですが、ITなどを活用し今後も発酵食品である「味噌」の魅力を発信して行きたいと思います。 理事長 青木 時男 信州ならではの特色ある市町村のイチオシをご紹介します。





## Shimosuwa Town 下諏訪町





」まる 万治・

## 住みたいまち 元気な声がひびくまち

#### 下諏訪町の不思議な石仏 万治の石仏

諏訪大社春宮の境内から3分ほどの場所に、ひっそりと鎮座しているのが万治の石仏です。巨大な胴体に、小さな頭…このアンバランスな風貌が魅力的で、岡本太郎氏が絶賛したことや、パワースポットとして各メディアに取り上げられたことで多くの観光客が訪れています。石仏の周りは田んぼに囲まれているため、四季に合わせた様々な顔を見ることができます。タイミングがあえば田植えや稲刈りの様子も見られるかもしれませんね。



#### 御柱を感じよう! おんばしら館よいさ



今年の諏訪地域は御柱祭で盛り上がります。御柱祭の歴史は古く、 桓武天皇(781年~806年)の時代には記録があったと言われています。

その御柱祭を体験できる施設が「おんばしら館よいさ」です。御柱祭の魅力を映像や展示を通して感じることができます。御柱の大きさを体感できる模擬御柱、曳行路を示したジオラマの展示、木落体験装置による「木落とし」の模擬体験などを楽しめます。

開館:9:00~17:00(年中無休) ※臨時休館の場合があります。

入館料 大人:300円 子ども:150円

#### 下諏訪駅の新スポット! チャレステしもすわ

下諏訪駅にあった旧売店部分をチャレンジ型エキナカショップ 「チャレステしもすわ」として、3月6日にオープンしました。

起業創業や新たなチャレンジの場所として利用でき、駅を利用 する方やこの場所を目的地として集まってもらうことで、駅周辺 から町の賑わいに繋げます。

駅を降りてすぐの好立地なので、新しいお店の発見ができるかも…!定期的にお店が入れ替わりますので是非お越しください!





下諏訪町長 宮坂 徹

下諏訪町は、長野県のほぼ中央にあり、南は諏訪湖に面し、 北には和田峠・鷲ヶ峰があり、これらの山から流れ下る川 の扇状地に発達しました。諏訪湖の北岸に広がる、四季折々 の表情を魅せる美しい自然の里。東に八ヶ岳、西に南アル プスや中央アルプス、晴れた日には遠く富士山を望む清々 しい景勝地です。

# 女子 一般 遊す 「も

### 「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 205

#### 有限会社小諸動物病院(小諸市)

「大切な。家族"のために最善を尽くす」を理念に、 最新医療設備を整え、年中無休で先端的治療を提供。

#### 診療は年中無休

総務省家計調査によると、一世帯当たりの動物病院代が2005年から2015年の10年間で47%増加。ペットを家族の一員として扱い、病気や



待合室

ケガになった時により高度な獣医療を求めるニーズが高まっています。

小諸動物病院は、竹村誠一院長が1983(昭和58)年に開業。犬・猫を中心に、ウサギやハムスター、小型鳥類などのペットを専門に診療しています。院長を含め3人の獣医師と動物看護師6人による診療は年中無休。その安心感と、スタッフの豊富な経験と高い技能で顧客の信頼を得ています。

さらにCT検査装置、超音波診断装置、腹腔鏡 手術設備、テレビレントゲン、吸入麻酔器などを 完備。特にCT検査装置は地域に先がけて導入し、 的確な診断に活用しています。このように設備が 充実した動物病院は県内ではまだ少なく、先端的 な獣医療への取り組みも大きな強みとなっていま す。

「動物病院は保険がきかずお金がかかるので、かつてはお金をかけずに治療してという要望も多かった。今は逆で、CTなどの先端設備で検査、治療をするとお金はかかるのですが、できるだけのことをしてほしいと言われます」と竹村院長は話します。

#### 臓器の立体模型化に取り組む



手術室

竹村院長はCT検査装置の3Dデータを利用し、3Dプリンターによる動物の臓器の立体模型化にも取り組んでいます。これは他の動物病院ではほとんど行っていない診療方法。

「手術は一発勝負。病変 部を特定し、どうなって いるのか分かれば、手術の具体的なプランが立てられ、シ ミュレーションもできる。そ



ネコの喉の腫瘍を立体模型化

れが大きな魅力です。家族への説明も分かりやす いと思います|。

ただ、CT検査時に麻酔をかけるリスクや料金の高さが課題に。同院では撮影時間を大幅に短縮することで麻酔リスクを回避しようと、新たに高速のCT検査装置を導入(令和元年度補正ものづくり補助金活用)。料金負担の軽減は、獣医師・看護師の作業時間の短縮を図るなど、生産性を向上させることで実現しました。

「今一番関心を持っているのは、内視鏡手術」と竹村院長。その背景には、犬の高齢化にともない椎間板ヘルニアの症例が増えていることがあります。根本治療は人間同様、手術ですが、犬は骨が小さいため困難な治療となり、諦めているケースがほとんど。しかし、CTと3Dプリンターによる立体模型と内視鏡を活用することで、動物の負担を軽減し、低リスクでの手術が可能です。「より身体に負担の少ない手術を目指し、腹腔鏡や内



高速のCT検査装置「SOMATOM go.Now」 います。

視鏡を今後さらに充実 させていきたいと考え ています」。

同院は「大切な"家族"のために最善を尽くす」を理念に掲げています



#### 有限会社小諸動物病院

代 表 代表取締役(院長) 竹村 誠一

前 立 1983(昭和58)年

資本金 300万円

従業員数 7名

本 社 小諸市御影新田2728-1

TEL.0267-23-6644 FAX.0267-25-8728

事業内容 犬・猫などの小動物の診察・治療

https://www.komoro-animal.jp

# 「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 206

#### アリマックス株式会社(伊那市)

企画から印刷・製造までパッケージを一貫生産。 最新設備導入で新たな用途開発と受注拡大に成果。

#### パッケージを一貫生産

アリマックスは「有 馬商事」として1952 (昭和27)年、洋服函、 紙袋、紙類の販売で 創業。印刷紙器製品、 段ボール製品、高級 貼り函などパッケー ジを中心に、企画か



すべて自社製

ら印刷・加工、販売まで一貫生産しています。

「創業者は妻の父親。私と妻は公務員で同じ職 場に勤務していましたが、どうしても継いでほし いという話になり、第一次オイルショックの時、 2人で入社。私が社長に就任後、"有馬(ARIMA)" を残した現社名に変えました | と伊澤芳夫社長。

顧客の業種は伊那地域の主要産業である電機・ 電子部品関連から、菓子・酒などの食品、ギフト 関連までさまざま。さらに一般向け商品も開発し、 人気を集めています。

一方、東日本大震災を機に始めたのが非常時・ 災害時用グッズの開発。そこから展示会ブースや 段ボールベッドなどの家具の製造へと広がってい ます。2021年には地元伊那市の要請に応え、新 型コロナウイルスワクチン集団接種会場に設置す る大型パーティションを開発し納入しました。

得意とするのは、色や柄のある紙の特性を活か し、透明や金などの特殊インクも使用可能なシル



強化段ボール製の家具

クスクリーン印刷によ るパッケージ製作。さ らに大型インクジェッ トプリンタにより、ディ スプレーなど大きなサ イズから立体物まで幅 広く対応しています。

#### 社員13人中、女性が11人

同社は2020年、最新デジタルマルチカッティ ングマシンを導入(令和元年度補正ものづくり補 助金を活用)。展示ディスプレーや家具・装飾な ど、強化段ボールを使用した新たな用途の製品づ くりが可能になり、個人向けギフトパッケージな

ど小ロット・個別製品に 対応した試作・生産体制 も構築しました。



毎年恒例の新年安全祈願祭

付加価値の高い製品づくりにより収益性を高め、 新規顧客開拓にもつながる取り組み。その成果は すぐに現れます。日本最大級の異業種交流展示会 「メッセナゴヤ2020」に自社製作ブースで出展。 さらに社内ショールームを大幅に拡張し、3密回 避を徹底した「ショールーム&デジタル工場見学 会」(完全予約制) を開催。ワクチン接種ブースの 受注も大きな成果のひとつです。

「見学会PRのためのチラシを制作し、地域にポ スティング。見学者は歓迎看板を出してお迎えし、 お土産も。それを企画しているのはすべて女性社 員たちです。当社はコロナ禍の中、子育て中の主 婦ら女性8人を新たに採用し、社員13人中、女性 が11人。広報・POPの企画制作から営業、工場 の機械操作、フォークリフトの運転、配達まで、 1人何役もこなしています」。 そう話す伊澤社長



\_\_\_\_\_ 最新デジタルマルチカッティング マシン (Kongsberg X24)

は満面の笑顔。とても誇 らしげです。

同社は長野県「社員の子 育て応援宣言」にも登録。 その「働き方」を見学に訪 れる人も多いようです。



#### アリマックス株式会社

代表取締役 伊澤 芳夫 代

立 1952 (昭和27) 年3月

資本金 1,000万円

従業員数 13名

伊那市狐島3805

TEL.0265-72-3558 FAX.0265-72-3591

印刷紙器製品、段ボール製品、高級貼り函、 事業内容

強化段ボール製品、看板、ディスプレイ、 POP等の製造・販売

http://www.arimax.co.jp

## 休業4日以上の死傷災害は過去15年間で最多 ~令和3年の死亡者数は15人~

長野労働局 労働基準部 健康安全課 (TEL:026-223-0554)

長野労働局では、令和3年の長野県内における労働災害発生状況を取りまとめました。依然として多くの労働者が労働災害により命を落としていることや死傷災害が大幅に増加したことを踏まえ、"労災による死亡者を、悲しみをゼロに"を合言葉に労働局及び各労働基準監督署では、重点的な労働災害防止対策の指導・啓発を行います。

#### 1 令和3年の労働災害発生状況

#### (1)死亡災害

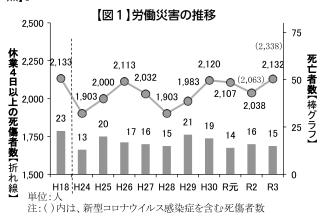
全産業計の死亡者は15人(前年16人)となり、昨年も多くの尊い命が失われました。本年も既に労働災害とみられる死亡事案が6人にのぼっています(3月22日現在)。

業種別にみると、最多は建設業の7人、続いて運輸・貨物取扱業の4人、その他の事業(第三次産業等)の3人、製造業の1人でした。

建設業は、令和2年の2人からの大幅増加であり、また、労働災害の死者7人以外に一人親方など事業主の死亡災害が6人発生し、計13人が亡くなりました。

#### (2)休業4日以上の死傷災害

全産業計は、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害を除いても、2,132人となり、平成18年(2,133人)の後の15年間で最多で、長野労働局「第13次労働災害防止推進計画」の令和3年の目標(1,903人)を大きく上回る結果となりました【図1参照】。

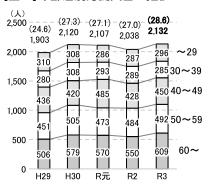


業種別にみると、道路貨物運送業で191人と前年 比40人増、社会福祉施設で212人と前年比25人増と 特に増加し、いずれも過去最多でした。

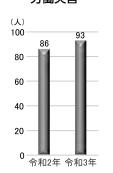
事故の型別にみると、最も多いのが「転倒」の603 人(構成比28.3%)で過去最多、続いて「墜落、転落」 が328人(15.4%)で前年-50人、「動作の反動・無 理な動作」が307人(14.4%)で過去最多でした。

年齢層別にみると、60歳以上の労働者が609人で 平成5年以降最多、構成比28.6%は過去最高でした。 また、外国人労働者は93人(前年比7人増)で過去最 多となりました。【図2及び図3参照】

#### 【図2】年齢層別労働災害の推移



#### 【図3】外国人労働者の 労働災害



#### 2 労働災害防止対策のお願い

#### (1)全業種共通

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく対策の実施をお願いします(補助金あり)。
- ・外国人労働者に対する安全衛生教育(義務)は、厚生労働省の外国人向け外国語安全衛生教育教材を 活用する等、内容を理解できる方法で行ってくだ さい。

#### (2)工業的業種(建設業、製造業、運送業等)

死亡災害の発生状況をみると、基本的な安全対策を実施していれば防止できたとみられる事案が多くを占めています。本質安全化の推進や機械・設備の防護措置を講じるだけでなく、全員参加による自主的な安全衛生活動を継続し、一人ひとりの安全衛生に対する意識や危険に対する感受性を高めるため効果的な安全衛生教育の実施をお願いします。

これらの関連情報を含め、「長野労働局ホームページ」や「職場のあんぜんサイト(厚生労働省)」では、死亡災害事例や、災害が多く発生している「転倒災害」、「交通労働災害」及び「冬季労働災害」の防止対策、安全衛生に関する事業場の取組事例やリーフレット等の情報を多数掲載していますので、ぜひご活用ください。





(長野労働局HP)

(職場のあんぜんサイト)

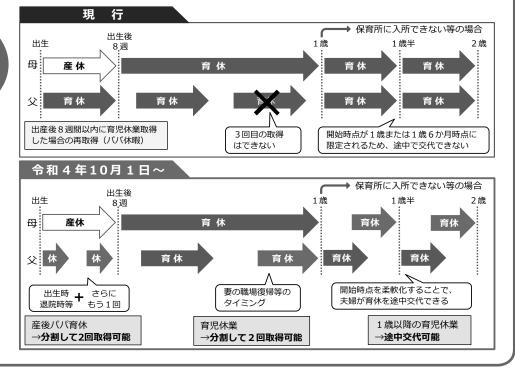
#### 育児・介護休業法 改正のポイント ~令和4年4月1日から3段階で施行~

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

#### 1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化(令和4年4月1日施行)

- 育児休業を取得しやすい雇用環境整備の措置として、研修や相談窓口設置などの複数の選択肢からいずれかの措置を選択し取り組んでいただくことが義務となります。
- 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置が義務と なります
- 2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和(令和4年4月1日施行)
- 3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設(令和4年10月1日施行)
  - 男性の育休取得促進のため、子の出生直後に取得しやすい枠組みとして創設されました。具体的な制度の内容は以下のとおりです。
    - ・子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
    - ・申出期限は原則休業の2週間前まで
    - ・分割して2回取得することが可能
    - ・労使協定を締結している場合に、労働者が合意した範囲で休業中の就業が可能
- 4 育児休業の分割取得(令和4年10月1日施行)
  - 「産後パパ育休」とは別に、分割して2回取得可能となります。
- 5 育児休業取得状況の公表の義務化 (令和5年4月1日施行)
  - 常時雇用する労働者数1,000人超の企業に義務付けられます。

改正後の 働き方・休み方の イメージ(例)



#### 女性活躍推進法とは

国は、女性が職場において、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主に対し、以下のことを義務付けています。

令和4年4月1日からは、この義務が労働者数101人以上の 事業主に拡大されます。

- ・自社の女性の活躍状況を把握し、課題を分析
- ・行動計画の策定、社内周知、外部公表
- ・長野労働局への行動計画策定届の届出
- ・自社の女性の活躍に関する情報の公表



認定マーク 「えるぼし」

女性の活躍に関する 取組の実施状況が優 良な企業は、女性活 躍推進法に基づく中 請により厚生労働大 臣の認定を受けるこ とができ、認定として 認定マークを使用す ることができます。

## ITコーディネーターによる DX理解講座

#### 第1回

## DXとの向き合い方

長野県ITコーディネータ協議会 副理事長兼民間事業部長

飯嶋 宏

#### DXということばに惑わされない

DXということばが世の中にあふれています。DXとは、"デジタル"と変革を意味する"トランスフォーメーション"をつなぎ合わせた造語です。

DXと聞くと、いかにも説得力があるイメージがありますが、実は定義があいまいで、結局ぼんやりしていて具体的にわからないまま見聞きしているのが実情かと思います。

ITの世界には、このように定義があいまいな言葉「バズワード」がよく出現します。

企業経営においてはこのような「バズワード」に踊らされることなく、経営方針に沿ってPDCAを回すために自社の実情に合った業務のデジタル化をどう図るかを考えていくことが重要です。

#### 我が国におけるDXの定義とは?

経済産業省がDXにおける3つの階段を提示しています。少しわかりにくいので皆様と一緒に理解を進めていきたいと思います。



出典「経済産業省 DXレポート2」

一番下の階段が「デジタイゼーション」です。これは、 仕事過程(プロセス)は変えずにデジタル化を図る改善です。例えば、ペーパーレス化を図り紙の帳票類を 電子化する、と言えばイメージが湧くと思います。契 約書の電子化、各種申請書類の電子化、請求書の電子 化等、紙をデジタルに変えることで業務時間の削減が 期待できます。

2番目の階段が「デジタライゼーション」です。例えば、従来注文を受け付けた後で、在庫を確認して不足があれば発注を行っていた業務過程をデジタル化することで、受注情報からシステムが在庫確認と自動発注を行うプロセスに変える等、業務過程そのものをデジタル化することによって効率化とスピード化を図る考え方です。

3番目の階段が「デジタルトランスフォーメーション」です。例えば、メルカリが個人間の売買を行う仕組みを立ち上げました。この仕組みは、匿名性を担保

しつつスマートフォンで手軽に売買ができるといった ビジネスモデルを構築しました。まさに、顧客視点に 立ったビジネスモデルの変革となります。

このような3つの階段は、必ずしも一番下の階段からのぼる必要はありません。自社が目指したいDXの姿へ向けてチャレンジをしていきましょう。

#### 中小企業がDXを推進する上でのポイント

DXを推進するうえで重要な5つのポイントについて以下に示します。

#### ①ビジョンの共有とコミットメント

将来に対する危機感と、それを乗り越えるために 目指したい姿を描き、社内で共有することが出発点 となります。また、経営トップのリーダーシップの 下、推進体制を決め予算配分を行い実践していくこ とが必要となります。号令だけではDX化は進みま せん。

#### ②業務の可視化

現状業務の流れや問題点の可視化を行うことで、 出発点が明確となり目指したい姿とのギャップが明らかになります。そのギャップをデジタル技術の有 効活用によって埋めていくことが着眼点となります。

#### ③身の丈に合ったDX推進

自社のITリテラシーや予算規模の制約の中で、有効なツール選定を行っていくことが必要です。

有名企業や同業他社が活用しているというだけで、 安易に導入しても成功するとは限りません。

#### 4人材の育成

ビジネスにデジタルを活用することは必須となってきます。デジタルを活用できる従業員の育成にも 目を向けていく必要があります。

#### ⑤各種支援策の活用

国や県などの各種支援策を有効に活用することで 費用面や人材面での支援を受けることができます。 代表的な補助金としては「IT導入補助金」があります。

#### 情報セキュリティ対策との両輪が必要

デジタル化を推進すると、情報漏洩等の危険性が高まってきます。場合によって事業継続に大きく影響を与えます。また、昨今の世界情勢の変化により、一段と情報セキュリティリスクが高まってきている事実もあります。もはや、大企業だけでなく中小企業も情報セキュリティ対策を取っていくことが求められてきています。次回は、中小企業が最低限行うべき情報セキュリティ対策について解説を行います。

## ビスのご紹介

ETC 車載器の 販売、セットアッフ できます。

#### 大口・多頻度割引制度(後払制度)

日本高速道路㈱発行の ETC コーポレートカードを使用して、 ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し 利用実績に応じて割引されます。

但し、1台月額3万円以上となります。

#### 法人会員の ETC カードによる割引制度(後払制度)

上記、 大口 ・ 多頻度割引制度に該当しない組合員のために 当組合のETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じ てマイレージ割引をいたします。

#### 申込み・問い合わせは

#### 長野県商工振興会 (協)

http://www.alps.or.jp/shoko/

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内 TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

中小企業・個人事業所の

共

持病を お持ちの方も ご相談 ください。

#### 共済商品の内容

保障のコース	① <b>入院共済金</b> 入院1日目から30日まで	② 休業支援共済金 継続して30日以上の入院	30日以上入院した場合の合計額(①+②)
100万円 コース	1日につき 10,000円 入院共済金支払限度30万円	一時金で 70万円	100万円
50万円コース	1日につき 5,000円 入院共済金支払限度15万円	一時金で 35万円	50万円
30万円コース	1日につき 3,000円 入院共済金支払限度9万円	一時金で 21万円	30万円

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合

- 380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 3 階

【北信支部】長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 3 階

【東信支部】上田市常田2丁目20-26トキダビル3階 【中信支部】松本市中央1丁目23-1松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO 華乃井ホテルパレス1階 TEL.0266(78)4033

TEL.0268(24)1789 TEL.0263(33)0510

TEL.026(269)08

## 経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。





従業員のための 退職金準備に

### 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、 安定した退職金準備が できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障

## 団体扱生命保険

団体扱\*(月払)の場合、 一般扱(□座振替扱月払等)で ご契約いただくよりも、 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の 各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに

#### 業務災害補償保険

事業活動にかかわる 従業員さまのケガなどのリスクに 対してお役に立つ保険です。

> 業務災害補償保険 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 業務災害補償保険 取扱代理店











- \* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い 込む取り扱いのことです。
- ※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで お問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起 情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会 の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取 扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

#### 大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585 https://www.taiju-life.co.jp/

長野営業部 026-226-2820 諏訪営業部 0266-52-1356 佐久営業部 0267-62-0358

松 本 営 業 部 0263-35-8519 あづみ野営業部 0263-84-0256 上 田 営 業 部 0268-24-2755

飯田営業部 0265-24-4980 東御営業部 0268-64-5413

大樹 -KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4) R-2021-1001 (2021.4)

## 令和 4 年度 長野県中小企業団体中央会 理事会・通常総代会開催のお知らせ

◎理 事 会

場所 長野市 「ホテル信濃路」

◎通常総代会

日時 令和4年5月24日(火)午後2時

場所 長野市 「ホテルメトロポリタン長野」

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願い致します。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、 日程及び開催方法が変更になる可能性がございます。詳細につきましては後日ご案内をお送り致 します。

## 令和 4 年度 支部総会日程

支部名	日程	場所
長 野	5月9日(月)	長野市「ホテルメトロポリタン長野」
木曽	5月10日(火)	木曽町「いわや」
北信	5月11日(水)	中野市「魚がし」
下伊那	5月11日(水)	飯田市「シルクホテル」
上伊那	5月12日(木)	伊那市「海老屋」
佐 久	5月12日(木)	佐久市「佐久グランドホテル」
大 北	5月12日(木)	大町市「中心市街地多目的ホール」
松本	5月13日(金)	松本市「ホテルモンターニュ松本」
諏訪	5月17日(火)	諏訪市「ホテル紅や」
上 小	5月17日(火)	上田市「ささや」

※あくまでも現時点での予定ですので、変更の可能性がございます。開催時間などの詳細につ きましては、お送りする案内をご覧ください。

☆働きやすい職場環境づくり 「企業の社会的責任(CSR)」を果 たすとともに「あらゆる差別の撤廃と 、権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ "あなたにもできる。 ライフスタイルの見直しで、 1人1日1kgのCO2削減



知恵と力を合わせて信州を元気に MONTHLY REPORT

2022

発行人 井出 康弘

発行所 長野県中小企業団体中央会 長野市中御所岡田町 131-10 長野県中小企業会館内4F

第545号 令和4年4月10日発行

TEL.026-228-1171 印刷所 カシヨ株式会社

No.545



◎ 商工中金のソリューション・メニュー | 海外展開支援 | 新事業進出支援 | 成長分野進出支援 | 生産性向上支援 |

長 野 支 店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11 諏 訪 支 店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6 松 本 支 店 〒390-0811 松本市中央2-1-27 TEL:026-234-0145 TEL:0266-52-6600 TEL:0263-35-6211

